

臨床修練病院等指定通知書

横浜新都市脳神経外科病院

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第2条第5号の規定に基づき、次の分野での臨床修練を行う病院として指定する

分野名 脳神経外科

平成 27 年 5 月 13 日

厚生労働大臣 塩崎恭久

